

経 済 産 業 省

20190318貿局第1号
輸出注意事項2019第8号

包括許可取扱要領の一部を改正する通達を次のように制定する。

平成31年4月10日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

包括許可取扱要領の一部を改正する通達

包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成31年4月12日から施行する。

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）

改 正 後				現 行			
「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局332号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙の注抜粋）				「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局332号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙の注抜粋）			
仕向地及び 提供地 国・地域名	(略)	と地域②	ち地域	仕向地及び 提供地 国・地域名	(略)	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
南スーダン	(略)	<u>(削る)</u>	○	南スーダン	(略)	○	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)